

電気・ガス価格激変緩和対策事業 に係る電気料金の特別措置〔低圧〕

2024年1月1日実施

北海道電力株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置〔低圧〕（以下「本特別措置」といいます。）は、電気標準約款〔低圧〕とあわせて、需給契約要綱（北海道で適用するものに限ります。）または低圧蓄熱調整契約を除く選択約款（以下電気標準約款〔低圧〕と総称して「各約款等」といいます。）にもとづき低圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2024年2月の料金に係る計量期間等の始期から2024年6月の料金に係る計量期間等の終期までの期間といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、各約款等に定める料金または電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、各約款等に定める料金または電力量料金は、各約款等に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、各約款等に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1874$$

$$\beta = 0.0899$$

$$\gamma = 1.0036$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本特別措置における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用され

る電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2023年9月1日から2023年11月30日までの期間	2024年2月の料金に係る計量期間等
2023年10月1日から2023年12月31日までの期間	2024年3月の料金に係る計量期間等
2023年11月1日から2024年1月31日までの期間	2024年4月の料金に係る計量期間等
2023年12月1日から2024年2月29日までの期間	2024年5月の料金に係る計量期間等
2024年1月1日から2024年3月31日までの期間	2024年6月の料金に係る計量期間等

ロ 本則 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

深夜電力Aの特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2024年2月の料金に係る計量期間等の始期から2024年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	2024年6月の料金に係る計量期間等
1 契約につき	350 円 00 銭	180 円 00 銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年2月の料金に係る計量期間等の始期から2024年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	2024年6月の料金に係る計量期間等
1 キロワット時につき	3 円 50 銭	1 円 80 銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

深夜電力Aの燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

深夜電力Aの基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	17 円 27 銭 0 厘
---------	---------------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 銭 3 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。